

検討に当たっての論点

令和元年 7 月 9 日

農林水産省食料産業局知的財産課

主な論点

- (1) どのような契約場面を想定したガイドラインとするか
- (2) ガイドラインの想定読者を誰とするか
- (3) ガイドラインを実際の契約実務時に参照してもらうためにどのような工夫ができるか
- (4) 農業AIサービス等の理解を高めるためにどのような工夫ができるか
- (5) どのようなAIを想定するか
- (6) これまでの論点に加え、以下の技術的論点も考えられるか
- (7) 農業AIサービス等の利用を通じて流出が懸念される栽培技術やノウハウはあるか

(1) どのような契約場面を想定したガイドラインとするか

✓ AI技術を利用した製品・サービスの開発場面

→経済産業省が平成30年6月に策定した「データ・AIの利用に関する契約ガイドライン」（以下「経産省AIガイドライン」という。）を参考にした上で、国の補助金等を活用し国研・公設試や大学等が開発する例が少なくないという農業AIの研究開発の実態を踏まえつつ、独自のものとすることを含めて、契約雛形を検討してはどうか。

✓ AI技術を利用した製品・サービスの利用場面

→経産省AIガイドラインでは、利用段階の契約雛形は示されていないところ。

→今後の農業AIサービスの利用を促進していく観点からすれば、利用段階の契約雛形を策定する必要性は高いと考えられる。

→このため、一般的なAIサービスの利用契約を念頭に置き契約雛形を考えることとした上で、農業の実態に即した独自の条項等が考えられる場合には適宜盛り込むという方法により、契約雛形を検討してはどうか。

4. 検討に当たっての論点②

(2) ガイドラインの想定読者を誰とするか

✓ AI技術を利用した製品・サービスの開発場面

→国の補助金等による研究プロジェクトで開発されることが少なくないという農業AIの研究開発の実態を踏まえ、国の研究プロジェクトの採択事業者をはじめとする関係者を読者としてはどうか。

✓ AI技術を利用した製品・サービスの利用場面

→利用契約の当事者となる民間事業者（ベンダーやメーカー等）とユーザー（農業者・農業法人、農業団体等）を読者と想定してはどうか。

→個別の契約実務の際に簡潔に参照できるよう、チェックリストを作成してはどうか。

→その上で、ユーザー側の契約実務のサポートを行いうる各地域の弁護士等も意識したものとしてはどうか。

4. 検討に当たっての論点③

(3) ガイドラインを実際の契約実務時に参照してもらうために どのような工夫ができるか

- ✓ **ガイドラインは法的な拘束力を有するものではない**
→ガイドラインは、農業分野におけるAIの開発・利用における契約についての基本的な考え方を示すものであり、法的拘束力を持つものではない。
- ✓ **契約実務に参考してもらうための工夫が考えられるか**
→国の補助金等を活用し国研や公設試が開発する例が少なくないという農業AIの研究開発の実態を踏まえ、国の補助金等の採択要件の1つに位置づけてはどうか。
→実際の契約実務を支援する弁護士等に活用いただけるよう、働きを行ってはどうか。

4. 検討に当たっての論点④

(4) 農業AIサービス等の理解を高めるためにどのような工夫ができるか

✓ AIに関する基本的な解説を規定する

→経産省AIガイドラインでは、AIの基本的な解説を規定している。

→本ガイドラインにおいても、経産省AIガイドラインを参考にし、AIの基本的な解説を加えてはどうか。

✓ AIを利用する具体的な製品・サービスを紹介する

→具体的な製品やサービスを紹介することによって、どの部分にAIが利用されているか具体的にイメージしやすいと考えられるので、ガイドラインに具体的な農業AIサービスを紹介してはどうか。

4. 検討に当たっての論点⑤

(5) どのようなAIを対象とするか

✓ AIは大きく2段階に分けられる

→AIに関しては、①人間の知能そのものを持つ機械を作ろうとする立場からの汎用的なAI（経産省AIガイドラインでは「強いAI」と表記）と、②人間が知能を使ってすることを機械にさせようとする立場からのAI（経産省AIガイドラインでは「弱いAI」と表記）の2つに大きく分けることができる。

→近年、上記「弱いAI」について、機械学習に関する技術として理解され、特に画像処理や自然言語処理の分野等において、広く利用されていることを踏まえ、基本的には「弱いAI」を念頭にガイドラインを検討してはどうか。

4. 検討に当たっての論点⑥

(6) 以下の技術的論点についてはどうか

✓ AI技術を利用した製品・サービスの開発場面

- 例えば、学習済みAIプログラムの開発主体と、内製化した製品・サービスの開発主体が異なる場合、学習済みAIプログラムの追加学習、再利用を認めるか。
- 当該学習済みAIプログラムを第三者である事業者等に譲渡することを認めるか。
- （AI技術固有ではないが、）AIプログラムの出力結果によって第三者等が損害を被った場合における、学習済みAIプログラムの開発主体と内製化した製品・サービスの開発主体間の責任関係を規定する必要があるか。

✓ AI技術を利用した製品・サービスの利用場面

- サービス利用段階で取得される画像データ等を用いて追加学習等を行うことを可能とするかなどが考えられるのではないか。
- （AI技術固有ではないが、）AIプログラムの出力結果によって第三者等が損害を被った場合の責任関係を規定する必要があるか。

4. 検討に当たっての論点⑦

(7) 農業AIサービス等の利用を通じて流出が懸念される栽培技術やノウハウはあるか

- 理論上、ユーザーが利用している際に新たに生じる画像等のデータを基に追加学習を行わせることも考えられる。
- 今後のAIに関する技術の発展に応じて、より効率的に学習用データセットの作成や追加学習が行えるようになると、AIの利用を通じて栽培技術やノウハウの流出といった懸念も考える必要があるか。